

# 資料2における各主体の解説図

## 企業(チッソ)

昭和33年9月、アセトアルデヒド製造工程の排水口を百間港から水俣川河口に変更。昭和34年3月ごろ、水俣川河口付近で患者発生。通商産業省からの指示により、排水口を元の百間港に戻し、サイクレーター(凝縮沈殿処理装置)を設置(水銀を除く効果はなかった)。昭和34年10月6日には、チッソ病院でアセトアルデヒド製造工程の排水を混ぜたえさを食べた猫が水俣病を発症、昭和36年12月には、工場技術部がアセトアルデヒド製造工程廃水中にメチル水銀化合物が含まれていることを突き止めたが、いずれも外部には報告していない。

## 行政

### 国

#### 厚生省

食品衛生調査会水俣食中毒部会を昭和34年1月に設置し熊本大学研究班と連携して原因究明に努め、研究成果を踏まえ、通産省に対して工場排水の適切な処理をする旨の要望を提出していた。なお、昭和32年に熊本県から食品衛生法適用の是非について照会があった際には、適用できない旨回答。

【水俣病関連部局】  
・公衆衛生局環境衛生部食品衛生課  
飲食に関する衛生上の危害の発生を防止すること、飲食物の取締等を担当(食品衛生法を所管)

**食品衛生調査会水俣食中毒特別部会**  
部会長は、熊本大学の鰐淵学長。昭和34年11月12日に「水俣病は水俣湾及びその周辺に棲息する魚介類を多量に摂取することによって起こる、主として中枢神経系統の障害される中毒疾患であり、その主因をなすものはある種の有機水銀化合物である」と厚生大臣に答申。厚生大臣は翌日閣議にこの答申内容について報告したが、通産大臣が有機水銀が工場から流出したとの結論は早計だと反論し、閣議における了解事項とはならなかった。

#### 経済企画庁

各省及び研究者の活動の連絡調整機関として、水俣病総合調査研究連絡協議会の設置及び運営を行う。また、水質保全法を所管。水俣湾周辺については、水域の指定について検討する特別部会を設置せず。結局、チッソがアセトアルデヒドを製造停止した後の昭和44年2月に水俣湾を指定水域とした。

【水俣病関連部局】  
・調整局 水質調査課 / 水質保全課  
水質保全法を所管しており、水質基準及び指定地域の設定を担当。

**公共用水域の水質の保全に関する法律(水質保全法)**  
公共用水域のうち水質の汚濁が原因となって関係産業に相当の損害が生じている場合等に、一定の水域を「指定水域」に指定し、「水質基準」を設定。「指定水域」に排出される水の汚濁の許容限度を明確にして、産業の協和と公衆衛生の向上に寄与しつつ、公共用水域の水質保全を図ることを目的とする。

#### 通商産業省

チッソによるアセトアルデヒドの生産維持を産業政策上重視し、水銀が有機化する機序が不明な限り、工場排水と被害の関係は不明であるとの立場をとっていた。チッソに対しては、排水処理施設の完備等を指示。工業排水規制法を所管。

【水俣病関連部局】  
・軽工業局 チッソを直接指導監督する立場にある、業所管課。  
企業局工業用水課 工業排水規制法を所管。

**工場廃水等の規制に関する法律(工業排水規制法)**  
水質保全法の指定水域に工場排水等を排出する者は、特定施設を設置する際に主務大臣(チッソの場合は通産大臣)に届け出なければならない。

#### 水産庁

水俣湾水域を水質保全法に基づく水域の指定をする旨の要望を経済企画庁に提出。通商産業省に対しては、工場排水に対して適切な措置を行うよう要望。

#### 水俣病総合調査研究連絡協議会(S35.2~)

原因物質について一応医学的な結論を得たことから、経済企画庁、厚生省、通商産業省及び水産庁が各自分担して調査を行うこととなった。当協議会は、各調査を連携させ総合的に調査を行うためのもの。昭和35年2月から昭和36年3月の間に4回開催。

#### 熊本県

昭和32年8月に、厚生省に対して食品衛生法を適用し水俣湾産の魚介類の販売を禁止するべきかどうか照会を行った。また、熊本県漁業調整規則を所管していた。県知事が中心になって、漁業補償や患者の見舞金についての調停を行った。

**熊本県漁業調整規則**  
水産動植物の繁殖保護に有害な物を遺棄し、又は漏洩するおそれがあるものを放置することを禁じている。知事は、違反者に対し、除害に必要な施設の設置等を命じる権限を持つ。

## 研究者

#### 田宮委員会

昭和35年4月、日本化学工業協会が塩化ビニール酢酸特別委員会の附属機関として田宮日本医学会会長を委員長とする「田宮委員会」を設置。後に熊本大学医学部研究班も加わるようになった。有機水銀説に対する異説として清浦教授らがアミン説を発表し、彼らの主張がそのままマスコミによって報道されたため、原因は未解明という印象を与えた。

#### 熊本大学医学部研究班

昭和31年8月、熊本県及び水俣市奇病対策委員会が熊本大学医学部に原因の究明を依頼。内科、小児科、病理、微生物、公衆衛生、衛生学など医学部各教室からなる研究班を組織。昭和34年7月には、武内教授、徳臣助教授らが病理と臨床の立場から有機水銀説を報告。昭和37年8月には、入鹿山教授が「水俣酢酸工場水銀滓中の有機水銀」を発表。